平成１９年（排）第４０号

排　除　命　令　書

東京都新宿区歌舞伎町一丁目２１番１号
株式会社モンテローザ
同代表者　代表取締役　大　神　輝　博

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社モンテローザは，同社が営む「Ｎ白木屋」，「月の宴」，「うさぎの宴」，「かみふうせん」，「白木屋」及び「美食厨房白木屋」と称するすべての店舗で一般消費者に提供していた馬肉を使用した料理（以下主文において「馬肉料理」という。）の内容に関し，一般消費者の誤認を排除するために

(1)　別表１記載の店舗でそれぞれ，同表記載の期間，一般消費者に対し提示したメニューにおいて

(2)　別表２記載の店舗について，それぞれ，同表記載の期間，店舗周辺の路上等で一般消費者に配布したチラシ及び店舗周辺地域に所在する新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込み当該新聞の購読者である一般消費者に配布したチラシにおいて

それぞれ行った，当該馬肉料理に使用した馬肉は，馬脂を注入する加工を行ったものであるにもかかわらず，あたかも，霜降りといわれる一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になったものであるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該馬肉料理の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当

委員会の承認を受けなければならない。

2　株式会社モンテローザは，今後，馬肉料理の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

3　株式会社モンテローザは，今後，馬肉料理の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該馬肉料理の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　株式会社モンテローザは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社モンテローザ（以下「モンテローザ」という。）は，肩書地に本店を置き，飲食店を営む事業者であり，平成１９年８月３１日現在，全国において「N白木屋」と称する店舗（当該店舗のすべてを以下「N白木屋」という。），「月の宴」と称する店舗（当該店舗のすべてを以下「月の宴」という。），「かみふうせん」と称する店舗（当該店舗のすべてを以下「かみふうせん」という。），「白木屋」と称する店舗（当該店舗のすべてを以下「白木屋」という。）及び「美食厨房白木屋」と称する店舗（当該店舗のすべてを以下「美食厨房白木屋」という。）を運営し，それぞれ一般消費者に対して馬肉を用いた料理（以下「馬肉料理」という。）を提供している。

2　モンテローザは，前記１記載の店舗で一般消費者に対し提示するメニュー，同店舗周辺の路上等で一般消費者に配布するチラシ又は新聞折り込みチラシにおいて，同店舗で提供する馬肉料理の内容等を表示している。

3　馬肉のうち，一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になった馬肉は「霜降り馬肉」又は「とろ馬肉」といわれており，肉質が柔らかく良質なものとして一般消費者に好まれる状況にある。

なお，馬肉は「桜肉」といわれることがある。

4　モンテローザは，馬肉料理について

(1)　N白木屋にあっては，平成１６年１０月ころから平成１８年１０月ころまで

の間

ア　各店舗で一般消費者に対し提示していたメニュー（内容の一例：別添写し１）において，馬肉料理の写真を掲載した上で，「カナダ産厳選　とろ馬刺し通の極みの旨ざくら」と

イ　各店舗周辺の路上等で一般消費者に配布したチラシ及び各店舗周辺の地域に所在する新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込み当該新聞の購読者である一般消費者に配布したチラシにおいて，馬肉料理の写真を掲載した上で，「厳選　とろ馬刺し　通の極みの旨ざくら」と

(2)　月の宴にあっては，平成１７年９月ころから平成１８年８月ころまでの間，各店舗で一般消費者に対し提示していたメニュー（内容の一例：別添写し２）において，馬肉料理の写真を掲載した上で，「＜月の宴自慢のカナダ産極上馬刺＞霜降りとろ桜刺し」及び「霜降りとろ桜刺し」と

(3)　かみふうせんにあっては

ア　平成１７年４月ころから平成１８年１０月ころまでの間，各店舗で一般消費者に対し提示していたメニュー（内容の一例：別添写し３）において，馬肉料理の写真を掲載した上で，「かみふうせん自慢の極上馬刺　１５霜降りとろ桜刺し　とろ桜はとろけるようなやわらかさ、口の中に広がる甘みと旨味、舌ざわりのまろやかさは絶品です。」及び「１７かみふうせんお手軽にぎり寿司（八カン）」として「とろ桜」と

イ　平成１８年３月ころから同年１０月ころまでの間，各店舗周辺の路上等で一般消費者に配布したチラシ及び各店舗周辺の地域に所在する新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込み当該新聞の購読者である一般消費者に配布したチラシにおいて，馬肉料理の写真を掲載した上で「かみふうせん自慢の極上馬刺　霜降りとろ桜刺し」と

(4)　白木屋にあっては，平成１７年９月ころから平成１８年１０月ころまでの間

ア　各店舗で一般消費者に対し提示していたメニュー（内容の一例：別添写し４）において，馬肉料理の写真を掲載した上で，「２３カナダ産　厳選　とろ馬刺し通の極みの旨ざくら」と

イ　各店舗周辺の路上等で一般消費者に配布したチラシ及び各店舗周辺の地域に所在する新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込み当該新聞の購読者である一般消費者に配布したチラシにおいて，「厳選　とろ馬刺し　通の極みの旨ざくら」と

(5)　美食厨房白木屋にあっては，平成１７年９月ころから平成１８年１０月ころ

までの間

ア　各店舗で一般消費者に対し提示していたメニューにおいて，馬肉料理の写真を掲載した上で，「２３カナダ産　厳選　とろ馬刺し通の極みの旨ざくら」と

イ　各店舗周辺の路上で一般消費者に配布したチラシ及び各店舗周辺の地域に所在する新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込み当該新聞の購読者である一般消費者に配布したチラシにおいて，「厳選　とろ馬刺し　通の極みの旨ざくら」と

それぞれ記載することにより，あたかも，各店舗で提供する馬肉料理に用いている馬肉は，霜降りといわれる一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になった馬肉であるかのように示す表示をしているが，実際には，馬肉に馬脂を注入する加工を行ったものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，モンテローザは，馬肉料理の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年１２月１４日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水

別表１　メニューにおける店舗ごとの表示期間

番号	店舗	表示期間
1	「Ｎ白木屋」と称するすべての店舗	平成１６年１０月ころから平成１８年１０月ころまでの間
2	「月の宴」と称するすべての店舗	平成１７年９月ころから平成１８年8月ころまでの間
3	「かみふうせん」と称するすべての店舗	平成１７年４月ころから平成１８年１０月ころまでの間
4	「白木屋」と称するすべての店舗	平成１７年９月ころから平成１８年１０月ころまでの間
5	「美食厨房白木屋」と称するすべての店舗	平成１７年９月ころから平成１８年１０月ころまでの間

別表２　店舗周辺の路上等で一般消費者に配布したチラシ及び新聞折り込みチラシにおける店舗ごとの表示期間

番号	店舗	表示期間
1	「Ｎ白木屋」と称するすべての店舗	平成１６年１０月ころから平成１８年１０月ころまでの間
2	「かみふうせん」と称するすべての店舗	平成１８年３月ころから同年１０月ころまでの間
3	「白木屋」と称するすべての店舗	平成１７年９月ころから平成１８年１０月ころまでの間
4	「美食厨房白木屋」と称するすべての店舗	平成１７年９月ころから平成１８年１０月ころまでの間